

駿博会駿博功労賞に関する要項

平成24年5月26日制定

平成24年5月26日施行

(趣旨)

第1条 この要項は駿博会駿博功労賞（以下駿博功労賞という）についての必要事項を定める。

(目的)

第2条 駿博功労賞は、駿博会の発展に寄与する顕著な功労を顕彰することを目的とする。

(対象者)

第3条 駿博功労賞の対象者は、原則として駿博会会員とする。

(募集)

第4条 駿博功労賞は、毎年、駿博功労賞を授与する年度の4月に募集する。

(推薦)

第5条 駿博功労賞の候補者は、会員2名以上の推薦によるものとする。

2 推薦者は、次の各号に掲げる書類を添付し、駿博会会長に申請しなければならない。

- ① 推薦書
- ② 履歴書
- ③ 功績の概要

(選考)

第6条 推薦された候補者は、駿博功労賞選考委員会（以下選考委員会という）において書類選考により決定し、理事会へ推薦する。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、総務委員により構成し、駿博会副会長が委員長となる。

(受賞者の決定)

第8条 理事会は、選考委員会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。

(受賞者人数)

第9条 駿博功労賞の受賞者は、毎年1名を限度とする。

(表彰)

第10条 駿博功労賞の受賞者には、賞状を授与し、総会において表彰する。

(要項の改訂)

第11条 この要項を改訂する場合は、理事会の審議を経て総会で承認を得るものとする。

附則

この要項は、平成24年5月26日から施行する。